

事業の進め方

おおむね

2年

【①事業及び測量説明会の開催】



計画道路の沿道の皆さまにご理解いただくため、事業及び測量について説明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

【③用地測量の実施】



この測量により、道路を造るために必要な土地の面積が確定します。

おおむね

5年〜7年

【⑥用地折衝・協議】



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

【⑤用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

【④事業着手の手続き】



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

【⑦契約・補償金の支払い】



話し合いがまとまりますと、契約をとります。補償金をお支払いします。

【⑧物件移転】



取得させていただく土地の家屋などの物件を移転していただきます。

【⑨工事のお知らせ】 【⑩工事の実施】 【⑪完成】



沿道の皆さまに、道路整備の工事について、チラシの配布等によりお知らせします。



沿道の皆さまにできるだけご迷惑のかからないように工事を行います。



多くの皆さまのご理解とご協力により道路が完成します。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては、工事課工務係
測量全般に関しては、工事課木密測量担当係

TEL03(3882)1408
TEL03(3882)1485

午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

平成25年3月作成

東京都市計画道路 補助線街路第138号線

足立区西新井本町四丁目～本木二丁目

道路整備計画のあらまし



東京都第六建設事務所

計画のあらまし

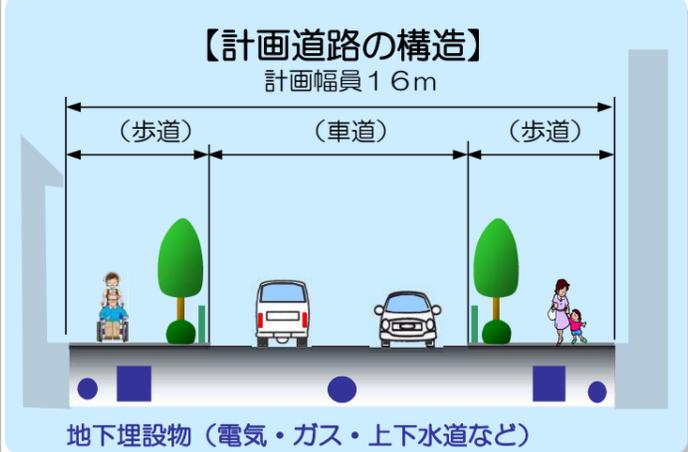
補助第138号線は、平成24年1月に東京都が定めた「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針に基づき、防災上、効果の高い都市計画道路として、平成24年6月「特定整備路線」として選定されました。

特定整備路線を整備すると、次のような効果が期待されます。

- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぐことができます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されます。
- ◆緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。

【計画の概要】

- 都市計画道路名
東京都市計画道路
補助線街路第138号線
- 都市計画決定
昭和41年 7月30日
建設省告示第2428号
- 延長及び区間
延長：約350m
区間：足立区西新井本町四丁目から
足立区本木二丁目
- 計画幅員
16m



【計画道路位置図】



現況測量、用地測量の概要(平成24~25年度)

現況測量とは・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鋸を設置します。



用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図(例)】で、たとえば、①の方の土地の用地測量を行う場合は、②の方と⑤の方だけでなく、③の方や④の方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



【測量図(例)】

